

あなたの歩みを支えます！

しずおか TIP-OFF（ティップ・オフ）奨学金

2027 年度 障がいのある人のための奨学金（返済不要）募集要項



1, 奨学金概要

- (1) 主催・給付団体：特定非営利活動法人静岡市障害者協会
- (2) 給 付 月 額：5 万円（年額 60 万円）。返済不要。
- (3) 給付対象期間：2027 年 4 月～（最短修業年限） 特別の事情がない限り、留年は認めない
- (4) 給 付 方 法：隔月（5 月より）25 日までに 2 か月分を本人名義の金融機関口座へ振込み。
初回は 4～5 月の 2 か月分を 5 月 25 日（火）※に振込む。
※給付日が金融機関の土日祝である場合は、その前営業日に振込む。

2, 応募資格

以下のいずれの項目にも該当する人。

- ・2026 年 10 月 1 日の時点において、各種障がい者手帳、または主治医の診断書を有し、静岡県に居住する人。
- ・2027 年 4 月に日本国内の大学、短大、専門職大学、専門学校に入学見込みの人、または、在学している人（通信教育は除きます）。

※日本学生支援機構を含む他の奨学金との併用について。

当奨学金の他に、貸与型奨学金、給付型奨学金、大学独自の授業料等の減免などの制度を受けていても構わない。

3, 募集概要

- (1) 募集期間（予定）
募集要項の配布：2026 年 10 月 1 日（木）～2027 年 1 月 20 日（水）
応募書類送付締め切り：2027 年 2 月 5 日（金）必着
- (2) 募集人数：5 人以内

4, 応募方法

募集要項は、奨学金のホームページ：<https://shizu-shokyo.org/shougakukin/>よりダウンロードする。または、事務局に電子メールにて、募集要項送付を申し込みください。

メール件名：「ティップ・オフ奨学金募集要項の請求」としてください。

ご不明な点は、ご相談ください。



ホームページ

5, 申請書の郵送先 必ず「通常郵便料金＋特定記録郵便 210 円」で送付下さい。

〒420-0882 静岡県静岡市葵区安東 1-2-3 マロンコート安東
しずおか TIP-OFF 奨学基金 事務局

6, 給付内定通知送付

応募書面を奨学金企画運営委員会で審査し、内定を行い、2027 年 2 月 26 日（金）付けで通知します。

7, 給付確定と給付開始

給付内定時に交付した必要書類一式を揃えて、2027 年 4 月 30 日（金）までに提出。

必ず「通常郵便料金＋特定記録郵便 210 円」で送付下さい。

必要書面確認後、1 週間以内に本人にメールにて給付手続き終了の通知をします。

8, 奨学生の義務

（1）毎年、4 月末までに在学証明書と【更新申請書・障害者手帳のコピー】を必ず、事務局に提出すること。

（2）以下の場合、必ず、奨学金事務局に届けること。

- ① 休学するとき
- ② 復学したとき
- ③ 大学より停学処分を受けたとき
- ④ 学籍を失ったとき
- ⑤ 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- ⑥ 当奨学金を辞退するとき
- ⑦ 当基金に登録した情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・振込口座など）に変更があったとき

（3）その他、事務局が提出を求めた書類を提出すること

（4）奨学金の停止等について

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 前記 8 の奨学生の義務（1）又は（3）の提出義務を正当な理由なく果たさなかったとき
停止の解除（再開）等については、奨学金企画運営委員会にて審査し、結果を連絡します。

9, 奨学生の資格喪失

下記の理由に該当したときは、当奨学金の奨学生としての資格を失うことになり、それ以降奨学金の給付を停止します。

- ① 停学になったとき
- ② 学籍を失ったとき（但し、転学、編入は除く）
- ③ 奨学生自身が修業の努力を怠ったなど、奨学生自身の責めに帰すべき事由により、最短修業年限で卒業ができないことが確定したとき
- ④ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑤ 奨学金事務局より、前記 8（1）又は（3）記載の書類の提出を複数回に亘り催告されたにもかかわらず、正当な理由なく、提出義務を果たさないとき
- ⑥ 反社会的勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- ⑦ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

10, 個人情報の取り扱いについて

応募の際、提出していただく個人情報は、奨学生の募集、選考、採用、および当法人が奨学金給付事業を継続、遂行するために必要となる業務以外には使用いたしません。